

入札広告

次のとおり条件付一般競争入札（物品等）に付します。

平成26年2月26日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
坂出管理センター所長 北口 雅章

記

1 業務内容

- (1) 業務件名 平成26年度坂出管理センター管内社屋等施設保守管理業務委託
- (2) 業務内容 本州四国連絡高速道路株式会社坂出管理センター管内社屋等の建築物環境衛生管理技術者としての業務を行うとともに、管理センター、料金所、PA休憩施設及び社宅において、建築設備、空調換気設備、給排水設備、衛生設備、電気設備及び消防設備の点検並びに水槽清掃、水質検査、害虫防除及び環境測定を行う。
- (3) 業務概要 ① 受注者は、建築物環境衛生管理技術者免状を有する技術者1名を選任し、本業務に従事させる。
- なお、本州四国連絡高速道路株式会社は、この者を本業務の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者として選任し、行政機関に届け出る。建築物環境衛生管理技術者は、本業務の計画調整を行う他、下記の点検等業務も行うことができる。
- ② 受注者は、別表-1対象設備・作業一覧表、別表-2点検頻度・作業内容一覧表の点検等業務を行う。点検等については法令に定められた資格を有する者が行うものとする。
- (4) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (6) その他 本業務は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する「事後審査方式」であり、競争参加資格の確認結果は通知しない。

2 競争参加申請書の作成及び提出に関する事項

(1) 申請書の提出

入札参加希望者は、過去の契約実績等を証明する書類を添付した競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出するものとする。

(2) 申請書の作成

申請書は、別添1の競争参加資格確認申請書に基づき作成するものとする。

(3) 申請書の入手方法

入札参加希望者は、入札説明書、入札広告の写し、契約書案、仕様書、設計書及び入札及び見積り手引きを入札広告の日から平成26年3月12日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで、下記の場所においてCD-Rにより無償で入手できる。

本州四国連絡高速道路株式会社 坂出管理センター 総務課
(住所)〒762-0025 香川県坂出市川津町下川津4388-1
(電話番号)0877-45-5511

(4) 申請書の提出期間及び場所

申請書の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。

- ①提出期間 平成26年2月26日(水)から平成26年3月12日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで
- ②提出場所 (3)に同じ。持参に限る。郵送又は電送は受け付けない。
- ③申請書の確認 提出場所へ持参により提出すること。
※ 郵送又は伝送は受け付けない。

3 競争参加資格

当該業務に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足した者とする。

(1) 次の各号の一に該当しない者であること。

- 一 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者
- 二 過去2年以内に本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)において次のイからチまでの一に該当したと認められる者
- イ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量

に関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ 提出した書類に虚偽の記載をした者

ト その他本四会社に著しい損害を与えた者

チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年後を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

三 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 本四会社平成24・25・26事業年度物品製造等競争参加資格の審査において、開札までに業種区分「役務の提供」のうち「各種設備等の保守・点検管理」で資格を有すると認められた者であり、かつA又はBの等級に格付けされた者であること。

(3) 岡山県又は香川県に本社、支社又は営業所を有すること。

(4) 企業の業務実績（様式2～3）

当該業務に係る企業の業務実績について、次の①及び②に掲げる実績を証明した者であること。

①平成15年度以降に元請けとして完了した下記同種業務の実績を有すること。

【同種業務】

・建築物環境衛生管理業務（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第4条の規定に基づいて実施する業務。以下同じ。）のうち延べ床面積3,000㎡以上のもの

②平成20年度以降に元請けとして完了した次の業務の実績を有すること。

・岡山県又は香川県における建築物環境衛生管理業務

(5) 選任予定技術者の業務実績及び資格要件（様式4）

選任予定の建築物環境衛生管理技術者が次の①及び②を満たす者であること。

①建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環境衛生管理技術者免状を有する者であること。

②平成15年度以降に上記3(4)①に示す同種業務に建築物環境衛生管理技術者として1年以上従事した経験を有する者であること。

(6) 申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「地域2（岡山県、香川県）」において指名停止を受けていないこと。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 入札執行の日時及び場所等

- (1) 開札日時：平成26年3月19日(水) 14時00分
(2) 場所：上記2(3)の会議室
(3) 方法：入札者又はその代理人が持参し、開札に立ち会うこと。

5 その他

- (1) 提出された申請書は、返却しない。
(2) 入札保証金 免除
(3) 手続に関する問い合わせ先は、記2(3)に同じ。
(4) 記3(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記2(4)により申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時に於いて当該資格の認定を受けていなければならない。
(5) 申請書に虚偽を記述した者は、当該業務の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。
また、申請書に虚偽を記述した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。
(6) 契約書作成の要否 要。
なお、当社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることができる。
(詳細は、当社ホームページ <http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html> による。)

別添1 競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社
坂出管理センター所長 北口 雅章 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名 印

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

平成26年2月26日付けで入札広告のありました平成26年度坂出管理センター管内社屋等施設保守管理業務委託に係る競争に参加する資格について確認されたく申請します。

なお、上記広告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを宣誓します。

- ・ 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- ・ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではありません。

【添付書類】

- 1 本社、支社又は営業所の所在地（様式1）
- 2 企業の平成15年度以降の同種業務の実績（様式2）
- 3 企業の平成20年度以降の業務の実績（様式3）
- 4 選任予定技術者の同種業務の実績（様式4）
- 5 契約書及び仕様書等の写し（過去の業務実績を証明できる書類）

(様式1) 本社、支社又は営業所の所在地

会社名) ○○○○

本店等名称	郵便番号	所在地	電話番号

(様式2) 企業の平成15年度以降の同種業務の実績

会社名) ○○○○

業務分類 注1 注2	建築物環境衛生管理業務(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第4条の規定に基づいて実施する業務。)のうち延べ床面積3,000㎡以上のもの
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

注1: 業務分類には、入札広告3(4)①に示す同種業務内容を記載すること。

注2: 上記業務の契約書の写し及び仕様書(同種業務であることが確認できる部分)の写しを添付すること。

(様式3) 企業の平成20年度以降の業務の実績

会社名) ○○○○

業務分類 注1	岡山県又は香川県における建築物環境衛生管理業務
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

注1：業務分類には、入札広告3(4)②に示す内容を記載すること。

注2：上記業務の契約書の写し及び仕様書（業務場所が確認できる部分）の写しを添付すること。

(様式4) 選任予定技術者の同種業務の実績

会社名) ○○○○

選任予定の建築物環境衛生管理技術者の氏名) ○○○○

業務分類 注1 注2	平成15年度以降に入札広告3(4)①に示す同種業務に建築物環境衛生管理技術者として1年以上従事した経験を有する者であること
業務名	
TECRIS登録番号	
法令による資格・免許 注3	建築物環境衛生管理技術者免状 取得日： 登録番号：
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
当該技術者の業務担当の内容	

注1：業務分類には、入札広告3(5)②に示す内容を記載すること。

注2：上記業務の契約書の写し及び仕様書（同種業務であることが確認できる部分）の写しを添付すること。

注3：建築物環境衛生管理技術者免状の写しを添付すること。

注4：選任予定の建築物環境衛生管理技術者については複数の候補者を記載することができる。この場合、候補者毎に様式4を作成すること。ただし、記載した候補者のうち一人でも同種業務の実績を有していない場合は競争参加資格がないものとする。

別表－1 対象設備・作業一覧表

場 所	区 分	建築 設備	空調 換気 設備	給排 水 設備	衛生 設備	電気 設備	消防 設備	水槽 清掃	水質 検査	害虫 防除	環境 測定	備 考
坂出 I C 管理センター 3228㎡	社屋棟 ポンプ室 車庫 倉庫 電気室 薬剤庫 トールゲート	○ ○	○	○ ○		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○	○	○	○	特定建築物
坂出本線 料金所 1222㎡	料金所棟 トールゲート	○ ○	○			○	○ ○					
坂出北 I C 640㎡	料金所棟 ポンプ室 電気室 トールゲート	○ ○	○	○ ○		○	○ ○ ○	○				
与島 P A 便所棟233㎡	便所棟	○	○		○	○						園地トイル含む
与島チェック バリア 236㎡	事務所棟 トールゲート	○ ○	○			○	○ ○					
坂出社宅 2286㎡	社宅棟 ポンプ室 共同倉庫			○ ○			○ ○	○				

別表－２ 点検頻度・作業内容一覧表

設備名	作業内容	点検頻度	備考
建築設備	排水設備（樋、ルフトレ）の点検・清掃	2回/年	
空調換気設備	チーリングユニットの点検	2回/年	
	ユニット型空調機（ダクト外類等含む）の点検	2回/年	
	空調用冷温水ポンプ（配管・膨張タンク類等含む）の点検	2回/年	
	エアコン（パッケージ型、ルーム型等）の点検	2回/年	フィルター清掃含む
	換気扇（ロスタイ換気扇、有圧扇、送排風機等）の点検	2回/年	フィルター清掃含む
給排水設備	残留塩素測定（簡易専用水道）	1回/週	漏水メーター確認含む
	貯水槽の点検（簡易専用水道）	1回/月	
	給水ポンプ（配管類等含む）の点検	1回/年	
衛生設備	便器、洗面器、洗浄装置、掃除流し、おむつ交換台等の点検	1回/6ヶ月	初回実施： 平成26年7月
電気設備	分電盤、配線及び配線器具全般の外観点検	1回/月	点検詳細は自家用電気工作物保安規程による
	分電盤、配線及び配線器具全般の外観点検、電流、電圧、絶縁測定、ブレーカトリップ試験等	1回/年	
	屋内照明設備、屋外照明設備全般の点検	1回/年 (3回/年)	
消防設備	機器点検（作動点検、外観及び機能点検）	1回/6ヶ月	初回実施： 平成26年7月
	総合点検	1回/年	
水槽清掃	受水槽、高架水槽の清掃	1回/年	
水質検査	三号イ(10項目)検査	1回/年	
	三号イ(15項目)検査	1回/年	
	三号ロ検査	1回/年	
害虫防除	坂出管理センターにおける対象区域を実施	1回/6ヶ月	初回実施： 平成26年8月
環境測定	空気環境測定	1回/2ヶ月	
	照度測定	1回/6ヶ月	初回実施： 平成26年7月

注：設備の点検は、設備毎にそれぞれの点検実務経験を1年以上有する者が行わなければならない。
また、点検について法令に定めのある設備については、各々に応じた有資格者が行わなければならない。
なお、自家用電気工作物については、第一種電気工事士の資格者が点検を行うものとする。
点検頻度欄の（ ）は、PAにおける点検頻度を示す。